

告 示

埼玉県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

あねとす訪問看護ステーション		五		深谷市人見一九七		介護予防訪問看護		平成二十七年十月三十一日	
ファミリーケア ケアステーション八潮		八潮市中央一〇一 一〇一 一〇一		八潮市中央一〇一 青木ビル		介護予防訪問看護		平成二十七年十月三十一日	
ファミリーケア ケアステーションみさと		三郷市鷹野四一 二 六〇一		三郷市鷹野四一 二		介護予防訪問看護		平成二十七年十月三十一日	
デイサービスセンター なごみ		三郷市采女一 一 六 三 一 二		三郷市采女一 一 六		通所介護		平成二十七年十月三十一日	
ファミリーケア ケアステーションみさと北		三郷市さつき平一 一 二 一 一 九 〇 五 号 室		三郷市さつき平一 一 二 一 一 九 〇 五 号 室		訪問介護		平成二十七年十月三十一日	
ファミリーケア ケアステーション戸ヶ崎		三郷市戸ヶ崎三 一 六 八		三郷市戸ヶ崎三 一 六 八		訪問介護		平成二十七年十月三十一日	
三郷ケアセンター よ風		三郷市戸ヶ崎一 一 六 二 八		三郷市戸ヶ崎一 一 六 二 八		短期入所生活介護		平成二十八年一月三十一日	
介護予防短期入所生活介護		介護予防訪問介護		介護予防訪問介護		介護予防訪問看護		平成二十八年一月三十一日	
生活介護		短期入所生活介護		短期入所生活介護		短期入所生活介護		平成二十八年一月三十一日	

居宅介護支援センター 四季／フォーシーズン 川口	川口市西青木三丁目 一〇一七 二F	居宅介護支援	平成二十七年十 二月三十一日
--------------------------------	----------------------	--------	-------------------